

統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について

府省名：文部科学省

1. ガイドラインの改定作業と並行して、どのような検討を行ったのか

文部科学省が実施している統計調査について、ガイドラインの改定作業と並行して、現在、民間委託している業務及び新たに民間委託が可能な業務の洗い出しを行うとともに、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護に配慮しつつ、国直轄の統計調査で公共サービス改革法の対象業務として民間事業者の創意と工夫の反映が期待される、実査を含む一体としての統計調査業務の有無を検討した。

2. 公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定理由（対象とする調査がなかった場合、その理由をお書き下さい。）

文部科学省が実施している統計調査については、別添資料のとおり、公共サービス改革法の対象とする方向で検討する調査はない。

3. その他、今後の統計調査業務の民間開放について具体的な取組（検討中のものを含む）があれば記載して下さい。

文部科学省が実施している統計調査については、今後ともオンライン調査の推進など業務の効率化・合理化を一層図るとともに、地方公共団体が法定受託事務として行っている業務も含め民間委託が可能な業務について、民間開放を推進していくこととしたい。

(別添資料)

文部科学省における統計調査の民間開放について

1. 文部科学省の統計調査の業務の現状

文部科学省では、指定統計調査（学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査、社会教育調査）のほか承認統計、届出統計調査を実施している。

指定統計調査の企画、実査準備、実査、審査、集計、公表の業務については、法定受託事務として地方公共団体（都道府県又は都道府県教育委員会等）に委託している業務を除き、基本的には全て文部科学省が行っており、これらの業務のうち、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、業務の効率化、合理化の観点から民間委託が可能な業務については、積極的に民間委託を実施しているところである。

現在、民間委託を行っている業務は調査票・手引き等の印刷、都道府県・大学等への調査票等の梱包発送、オンライン調査システムのプログラム開発・改修、オンライン調査システム機器の保守管理、オンライン調査に係る照会対応業務（ヘルプデスクの設置）、調査票審査補助業務（派遣職員）、データパンチ入力業務、速報・報告書等の印刷・発送業務、調査票等の廃棄（溶解）等であり、会計法に基づいた契約となっている。

なお、承認統計、届出統計調査については、都道府県教育委員会等を経由した公立学校、私立学校を対象とする小規模な統計調査が多く、民間委託を行っている業務については、データ入力、報告書印刷等の業務となっている。

2. 地方公共団体の業務の現状

指定統計調査の学校基本調査（初等中等教育機関）、学校保健統計調査、学校教員統計調査（初等中等教育機関）、社会教育調査はいずれも地方公共団体（都道府県又は都道府県教育委員会等）に対して法定受託事務として業務を委託している。委託している業務内容は、実査準備、実査、審査事務であり、具体的には調査票の配布、調査票の収集、調査票の内容審査等の業務である。

例えば、学校基本調査では、地方公共団体が設置する公立学校や設置認可する私立学校が調査対象となっていることから、地方公共団体が把握している学校数、学級数や教職員数など主要な調査項目について、提出された調査票の内容と合致しているかなどの審査事務を行っており、これらの業務が重要となっている。また、法定受託事務として各都道府県に委託している業務

のうち、紙で提出された調査票データの入力業務については民間委託を行っている。

また、他の指定統計調査、承認統計、届出統計調査においても都道府県教育委員会等と密接に関係する内容の調査が多く、地方公共団体における調査票の取集、審査事務は重要である。

今後も地方公共団体に委託して行う必要がある事務は地方公共団体に委託しつつ、法定受託事務のうち民間委託することが可能な業務については地方公共団体において民間委託の推進を図っていくこととする。

3. オンライン調査導入による統計調査業務の効率化

文部科学省が実施している調査はいずれも郵送調査であることから、報告者の負担軽減、情報通信技術の活用、業務の効率化等の観点からオンライン調査を積極的に導入している。特に指定統計調査については、文部科学省の独自システムを開発し、平成15年度から学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査（高等教育機関）と順次導入してきた。各調査におけるオンライン調査の利用率は年々増加してきており、業務の効率化、経費の節減等が図られている。特に、文部科学省が直轄で行っている学校基本調査（高等教育機関）、学校教員統計調査（高等教育機関）については、70%～80%の利用率であり著しく業務の効率化が図られている。平成19年度はさらに利用率の向上が期待される。

（オンライン調査の利用率）

調査名		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
学校基本調査	初等中等教育機関	25.9%	43.6%	54.7%	66.8%	76.6%
	高等教育機関	-	50.7%	63.2%	77.4%	80.9%
学校保健統計調査		-	24.1%	36.2%	44.2%	7月実施
学校教員統計調査 高等教育機関		-	70.1%	-	-	10月実施

1. 学校基本調査の平成19年度利用率は、5月末日現在の利用状況である。
2. 学校教員統計調査は3年周期の調査である。

なお、現在、統計調査等業務の業務・システム最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムが開発されており、現在導入しているオンライン調査システムは、平成20年度から運用開始される政府統計共同利用システムに順次移行することとし、システムの効率化、オンライン調査のさらなる充実を図ることとしている。また、指定統計調査のうちオンライン調査を未導入の社会教育調査、学校教員統計調査（初等中等教育機関）についても、政府統計共同利用システムの利用により、次期調査年

からオンライン調査を導入する予定である。

また、承認統計、届出統計調査についてもオンライン調査、電子メール、電子媒体の利用等により業務の効率化、経費の節減等を積極的に図っていくこととする。

4．公共サービス改革法の対象とする調査の検討について

文部科学省が実施している統計調査について、上記1．2．3．を踏まえ、国直轄の統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務として該当する業務の洗い出しの検討を行ったが、公共サービス改革法の対象とする統計調査業務を選定することは困難であることから、文部科学省においては、今後ともオンライン調査の推進など業務の効率化・合理化を一層図るとともに、地方公共団体が法定受託事務として行っている業務も含め民間委託が可能な業務について、民間開放を推進していくこととしたい。